

大阪市工業用水道事業給水条例違反通知書

\_\_\_\_\_様

給水施設所在地 \_\_\_\_\_区

ご使用者名 \_\_\_\_\_様

お客さま番号 \_\_\_\_\_

マスタ番号 \_\_\_\_\_

水栓番号 \_\_\_\_\_

上記の給水施設は、\_\_\_\_\_のため、大阪市工業用水道事業給水条例第32条第 号の規定に該当しております。

なお、弁明をするときは、別紙の「弁明の機会付与通知書」を参照してください。

大阪市工業用水道事業給水条例（抜粋）  
（違反処分）

第32条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、その理由の継続する間給水を停止し、損害があつたときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をしたとき
- (2) 給水を工業以外の用に使用し、又は販売したとき
- (3) 正規の手続を経ないで、工事を行い、又は給水施設を使用したとき
- (4) 市職員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この条例又はこの条例の規定に基づく指示に違反したとき

第33条 前条各号のいずれかに該当するときは、その行為をした者に対し、50,000円以下の過料を科する。

2 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者に対しては、徴収を免れた金額を徴収するほか、その金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料を科する。

年 月 日

大阪市水道局長

(担当)